

# 河合町議会会議録

平成31年 3月15日 開会

河合町議会

## 平成31年第1回（3月）河合町議会定例会会議録目次

### 第 3 号 （3月15日）

○議事日程	1
○本日の会議に付した事件	2
○出席議員	2
○欠席議員	2
○出席説明員	2
○議会事務局出席者	3
○開議の宣告	4
○委員長報告	4
○議案第1号、議案第16号、議案第17号の委員長報告、討論、採決	5
○議案第2号、議案第6号、議案第7号、報告第1号、議案第3号、議案第20号 の委員長報告、討論、採決	7
○議案第5号、報告第2号、議案第4号の委員長報告、討論、採決	11
○議案第8号から議案第15号の委員長報告、討論、採決	13
○財政健全化特別委員会委員長報告、質疑	22
○発委第1号の上程、説明、討論、採決	27
○発委第2号の上程、説明、討論、採決	32
○閉会の宣告	34
○署名議員	35

平成 3 1 年 3 月 1 5 日 (金曜日)

(第 3 号)

## 平成31年第1回（3月）河合町議会定例会会議録

### 議 事 日 程（第3号）

平成31年3月15日（金）午後1時30分開議

- 日程第 1 議案第 1号 平成30年度河合町一般会計補正予算について
- 日程第 2 議案第16号 特別職の職員の給与の特例に関する条例の制定について
- 日程第 3 議案第17号 一般職の職員の給与の特例に関する条例の制定について
- 日程第 4 議案第 2号 平成30年度河合町国民健康保険特別会計補正予算について
- 日程第 5 議案第 6号 平成30年度河合町介護保険特別会計補正予算について
- 日程第 6 議案第 7号 平成30年度河合町後期高齢者医療制度特別会計補正予算について
- 日程第 7 報告第 1号 権利放棄の報告について
- 日程第 8 議案第 3号 平成30年度河合町生活資金貸付事業特別会計補正予算について
- 日程第 9 議案第20号 生活資金貸付事業特別会計条例の廃止について
- 日程第10 議案第 5号 平成30年度河合町下水道事業特別会計補正予算について
- 日程第11 報告第 2号 権利放棄の報告について
- 日程第12 議案第 4号 平成30年度河合町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算について
- 日程第13 議案第 8号 平成31年度河合町一般会計予算について（別冊）
- 日程第14 議案第 9号 平成31年度河合町国民健康保険特別会計予算について（別冊）
- 日程第15 議案第10号 平成31年度河合町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について（別冊）
- 日程第16 議案第11号 平成31年度河合町下水道事業特別会計予算について（別冊）
- 日程第17 議案第12号 平成31年度河合町水洗便所改造資金貸付事業特別会計予算について（別冊）
- 日程第18 議案第13号 平成31年度河合町介護保険特別会計予算について（別冊）
- 日程第19 議案第14号 平成31年度河合町後期高齢者医療制度特別会計予算について（別冊）
- 日程第20 議案第15号 平成31年度河合町水道事業会計予算について（別冊）

日程第 2 1 財政健全化特別委員会委員長報告について

日程第 2 2 発委第 1 号 河合町議会基本条例の制定について

日程第 2 3 発委第 2 号 河合町マナーアップ推進基本条例の制定について

---

### 本日の会議に付した事件

日程第 1 から日程第 2 3 まで議事日程に同じ

---

### 出席議員（12名）

2 番	大 西 孝 幸	3 番	清 原 和 人
4 番	馬 場 千 恵 子	5 番	吉 村 幸 訓
6 番	岡 田 康 則	7 番	森 尾 和 正
8 番	池 原 真 智 子	9 番	西 村 潔
10 番	疋 田 俊 文	11 番	谷 本 昌 弘
12 番	中 尾 伊 佐 男	13 番	辻 井 賢 治

### 欠席議員（なし）

---

### 地方自治法第 1 2 1 条の規定により出席した者

町 長	岡 井 康 徳	副 町 長	東 正 次
教 育 長	竹 林 信 也	企 画 部 長	澤 井 昭 仁
総 務 部 長	福 井 敏 夫	福 祉 部 長	門 口 光 男
住 民 生 活 部 長	堀 内 伸 浩	教 育 部 長	井 筒 匠
企 画 部 次 長	森 嶋 雅 也	総 務 部 次 長	上 村 豊
福 祉 部 次 長	杉 本 正 範	住 民 生 活 部 次 長	木 村 光 弘
ま ち づ ぐ り 推 進 部 次 長	中 山 雅 至	教 育 部 次 長	上 村 欣 也
安 心 安 全 推 進 課 長	阪 本 武 司	総 務 課 長	上 村 学
財 政 課 長	上 村 卓 也	税 務 課 長	浮 島 龍 幸
住 民 福 祉 課 長	中 野 雅 史	保 健 ス ポ ー ツ 課 長	中 野 典 昭
特 命 担 当 課 長	梅 野 修 治	住 民 生 活 課 長	上 村 英 伸

---

会議に従事した事務局職員

調整員 松本良一

開議 午後 1時30分

◎開議の宣告

○議長（疋田俊文） 再開します。

ただいまの出席議員は12名で定足数に達しております。平成31年第1回定例会を再開します。

これより本日の会議を開きます。

---

◎委員長報告

○議長（疋田俊文） 本日は議会運営委員会を開催していただいておりますので、西村 潔議会運営委員長より報告を求めます。

○9番（西村 潔） 議長。

○議長（疋田俊文） 西村委員長。

○9番（西村 潔） 本日、議会運営委員会を開会いたしましたので、その結果を報告いたします。

本日の議事日程につきましては、特別委員会から1件の報告と2件の発委が提出されております。報告は、財政健全化特別委員会からの委員長報告です。発委第1号は、議会改革検討特別委員会から提出の河合町議会基本条例制定について、発委第2号は、マナーアップ基本条例検討及び制定のための特別委員会からの提出のマナーアップ推進基本条例の制定についてです。

審議方法については、さきに上程しました議案審議終了後、報告及び逐条審議いたします。

以上、報告終わります。

○議長（疋田俊文） ただいまの委員長報告のとおり決定したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） 異議なしと認めます。

よって、委員長報告のとおり決定しました。

---

◎議案第1号、議案第16号、議案第17号の委員長報告、討論、採決

○議長（疋田俊文） 日程第1、議案第1号、日程第2、議案第16号、日程第3、議案第17号を総務常任委員会に付託しておりますので、吉村幸訓総務常任委員長より報告を求めます。

○5番（吉村幸訓） 議長。

○議長（疋田俊文） 吉村委員長。

○5番（吉村幸訓） 総務常任委員会の結果を報告いたします。

去る3月4日の本会議において当委員会に付託されました議案第1号、第16号、第17号について、3月5日に委員会を開きましたので、その結果を報告いたします。

議案第1号 平成30年度河合町一般会計補正予算については、理事者より説明を受け、歳入歳出一括で審議を行いました。

プレミアム商品券事業費の内容と窓口はどこの課になるのか、利用対象者はとの質疑がありました。今回の内容は電算システム改修費用で、窓口は調整中で、社会福祉課と地域活性化課、それぞれ担当割りをして調整し、また対象者は住民税非課税世帯と3歳未満の子育て世帯との答弁がありました。

また、重度医療費制度の対象者についての質疑があり、対象者は75歳以上の障害手帳1級・2級と療育手帳のA1・A2を所持している方で、平成28年度124名、平成29年度121名、平成30年度1月末で126名との答弁がありました。

次に、小学校施設整備費、中学校の施設整備費のブロック塀の整備について、どういう対策をしたかの質疑があり、建築基準に満たない小学校・中学校のブロック塀を撤去し、金網を設置するとの答弁がありました。

また、ごみ減量化推進経費の減額の理由はとの質疑に、河合町指定のごみ袋の指名競争入札により不用額が出たためとの答弁がありました。

その他、財政調整基金の残高不足について、クーラーの設置工事の日程について、公共下水道の繰り出しの理由について、住宅管理費の減額理由についての質疑がなされ、それぞれ答弁がありました。

慎重審議の結果、全員賛成で可決することに決しました。

議案第16号 特別職の職員の給与の特例に関する条例の一部改正については、理事者より説明を受け、慎重審議の結果、全員賛成で可決することに決しました。

議案第17号 一般職の職員の給与の特例に関する条例の制定については、理事者より説明



を受け、審議を行いました。

この減額は続いています、今後どれくらい減額が続くのかとの質疑があり、削減については毎年度の収支状況を見て判断する予定ですが、健全化計画の期間については、かなり厳しくなる予定との答弁がなされました。

慎重審議の結果、全員賛成で可決することに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（疋田俊文） 議案第1号について、討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） 異議なしと認めます。

これより議案第1号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決です。

議案第1号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方、挙手願います。

（賛成者挙手）

○議長（疋田俊文） 多数であります。

よって、議案第1号 平成30年度河合町一般会計補正予算については可決されました。

議案第16号について、討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） 異議なしと認めます。

これより議案第16号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決です。

議案第16号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方、挙手願います。

（賛成者挙手）

○議長（疋田俊文） 全員であります。

よって、議案第16号 特別職の職員の給与の特例に関する条例の制定については可決されました。

議案第17号について、討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） 異議なしと認めます。

これより議案第17号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決です。

議案第17号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方、挙手願います。

（賛成者挙手）

○議長（疋田俊文） 多数であります。

よって、議案第17号 一般職の職員の給与の特例に関する条例の制定については可決されました。

---

◎議案第2号、議案第6号、議案第7号、報告第1号、議案第3号、議

案第20号の委員長報告、討論、採決

○議長（疋田俊文） 日程第4、議案第2号、日程第5、議案第6号、日程第6、議案第7号、日程第7、報告第1号、日程第8、議案第3号、日程第9、議案第20号を厚生常任委員会に付託しておりますので、池原真智子厚生常任委員長より報告を求めます。

○8番（池原真智子） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 池原委員長。

○8番（池原真智子） 厚生常任委員会の結果を報告いたします。

去る3月4日の本会議において当委員会に付託されました議案第2号、第3号、第6号、第7号、第20号、報告第1号について、3月5日に委員会を開会いたしましたので、その結果を報告いたします。

議案第2号 平成30年度河合町国民健康保険特別会計補正予算については、理事者より説明を受け、歳入歳出一括で審議を行いました。

出産一時金について町全体で何名の出産があったのか、またその要因について質疑があり、平成28年度68名、平成29年度70名、平成30年度2月末で82名で、増えた要因としては、転入の妊婦が多かったので、ハイツへの転入や開発による転入が考えられるとの答弁がありました。

また、人間ドックと脳ドックの受診者数の質疑があり、平成28年度は158名、平成29年度は171名、平成30年度は見込みで179名との答弁がありました。

そのほか特定健康の受診者数及び周知の手立てについて質疑があり、平成28年度は31%、平成29年度は31.8%で、周知については医療機関でポスターを張っていただいたり、声かけをお願いしている、個々に未受診者に通知もしているとの答弁がありました。

歳入については、第三者行為損害賠償金についての質疑があり、交通事故で第三者の行為によってけがをされた方の治療費を河合町国保が加害者に対し損害賠償請求を行い、加害者の加入の自賠責保険等から過失割合に応じて入金されたものとの答弁がありました。

慎重審議の結果、賛成多数で可決することに決しました。

議案第6号 平成30年度河合町介護保険特別会計補正予算については、理事者より説明を受け、歳入歳出一括で審議を行いました。

居宅介護サービス給付費、地域密着型介護サービス給付費の減額理由はとの質疑があり、当初3年分の見込みで予算要求をしたが、計画より減少したのが原因との答弁がありました。

そのほか介護給付費準備基金積立金について、地域支援事業について質疑があり、それぞれ答弁がなされました。

歳入については、保険者機能強化推進交付金について質疑があり、30年度から始まった事業費で、高齢者の自立支援や重度化にならないような取り組みについてポイント制になっている交付金との答弁がありました。

慎重審議の結果、賛成多数で可決することに決しました。

議案第7号 平成30年度河合町後期高齢者医療制度特別会計補正予算については、理事者より説明を受け、歳入歳出一括で審議を行いました。

後期高齢者医療広域連合納付金の増加人数についての質疑があり、平成27年度2,840名、平成28年度2,995名、平成29年度3,157名、平成30年度は3,342名の見込みとの答弁がありました。

慎重審議の結果、全員賛成で可決することに決しました。

報告第1号 権利放棄の報告については、理事者より説明を受けました。

生活資金貸付金についてどういう結論で放棄となったのかとの質疑があり、生活資金貸付事業は平成5年度で終了し、25年が経過しており、生活資金貸付金は私債権に該当し時効が10年となっている、昨年、債権管理条例を制定し、残っている債権について調査整理して、同条例第6条の規定に基づき放棄させていただいたとの答弁がありました。

議案第3号 平成30年度河合町生活資金貸付事業特別会計補正予算については、理事者より説明を受け、審議を行いました。

制度の廃止がなぜ今なのかとの質疑があり、平成5年、事業が終了し25年経過している、その中でわずかながら返済もあったが完了した、長年の懸案事項であったため、昨年、債権管理条例を制定し一定の債権を処理するめどが立ち、残債権の整理をしたためとの答弁がありました。

慎重審議の結果、全員賛成で可決することに決しました。

議案第20号 生活資金貸付事業特別会計条例の廃止については、慎重審議の結果、全員賛成で可決することに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（疋田俊文） 議案第2号について、討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） 異議なしと認めます。

これより議案第2号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決です。

議案第2号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方、挙手願います。

（賛成者挙手）

○議長（疋田俊文） 多数であります。

よって、議案第2号 平成30年度河合町国民健康保険特別会計補正予算については可決されました。

議案第6号について、討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） 異議なしと認めます。

これより議案第6号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決です。

議案第6号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方、挙手願います。

（賛成者挙手）

○議長（疋田俊文） 多数であります。

よって、議案第6号 平成30年度河合町介護保険特別会計補正予算については可決されました。

議案第7号について、討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(疋田俊文) 異議なしと認めます。

これより議案第7号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決です。

議案第7号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方、挙手願います。

(賛成者挙手)

○議長(疋田俊文) 全員であります。

よって、議案第7号 平成30年度河合町後期高齢者医療制度特別会計補正予算については可決されました。

報告第1号について、討論を省略することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(疋田俊文) 異議なしと認めます。

報告第1号を報告済みとさせていただきます。

議案第3号について、討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(疋田俊文) 異議なしと認めます。

これより議案第3号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決です。

議案第3号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方、挙手願います。

(賛成者挙手)

○議長(疋田俊文) 全員であります。

よって、議案第3号 平成30年度河合町生活資金貸付事業特別会計補正予算については可決されました。

議案第20号について、討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(疋田俊文) 異議なしと認めます。

これより議案第20号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決です。

議案第20号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方、挙手願います。

(賛成者挙手)

○議長(疋田俊文) 全員であります。

よって、議案第20号 生活資金貸付事業特別会計条例の廃止については可決されました。

---

#### ◎議案第5号、報告第2号、議案第4号の委員長報告、討論、採決

○議長(疋田俊文) 日程第10、議案第5号、日程第11、報告第2号、日程第12、議案第4号を経済建設常任委員会に付託しておりますので、谷本昌弘経済建設常任委員長より報告を求めます。

○11番(谷本昌弘) はい、議長。

○議長(疋田俊文) 谷本委員長。

○11番(谷本昌弘) 経済建設常任委員会の結果を報告いたします。

去る3月4日の本会議におきまして当委員会に付託されました議案第5号、報告第2号、議案第4号について、3月5日に委員会を開会いたしましたので、その結果を報告いたします。

議案第5号 平成30年度河合町下水道事業特別会計補正予算については、理事者より説明を受け、審議を行いました。

減額補正は事業費の確定による説明であるが、その事業内容と管渠更生工事についての質疑があり、平成24年度から事業が始まり、今年度末での見込みが全体で3.47%で、国の補助金が存続する限り事業を実施したいとの答弁があり、工事の発注方法の質疑で指名競争入札との答弁がありました。

慎重審議の結果、全員賛成で可決することに決しました。

続きまして、報告第2号 権利放棄の報告について理事者より説明を受け、質疑を行いました。

河合町債権管理条例第6条により住宅改修資金貸付金の債権権利(昭和60年1件310万1,341円、昭和62年度1件391万5,136円)を放棄したとの報告を受けたが、その年度以降の

回収しなければならない件数はあとどれくらいあるのかなどの質疑があり、住宅貸付3資金の債権につきましては債権回収管理組合へ移管しており、今現在、組合で回収に向けて取り組んでいるとの答弁でございました。

議案第4号 平成30年度河合町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算については、理事者より説明を受け、審議を行いました。

一般会計繰入金を減額し、一般会計繰出金を増額補正した内容を詳しくとの質疑などがあり、報告第2号の権利放棄したことにより、補助金が入り歳入超過となったためとの答弁がありました。そのほかに住宅貸付金の回収率などについての答弁がありました。

慎重審議の結果、全員賛成で可決することに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（疋田俊文） 議案第5号について、討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） 異議なしと認めます。

これより議案第5号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決です。

議案第5号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方、挙手願います。

（賛成者挙手）

○議長（疋田俊文） 多数であります。

よって、議案第5号 平成30年度河合町水道事業特別会計補正予算については可決されました。

報告第2号については、討論を省略することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） 異議なしと認めます。

報告第2号を報告済みといたします。

議案第4号について、討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） 異議なしと認めます。

これより議案第4号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決です。

議案第4号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方、挙手願います。

(賛成者挙手)

○議長(疋田俊文) 多数であります。

よって、議案第4号 平成30年度河合町住宅新築資金貸付事業特別会計補正予算については可決されました。

---

#### ◎議案第8号から議案第15号の委員長報告、討論、採決

○議長(疋田俊文) 日程第13、議案第8号、日程第14、議案第9号、日程第15、議案第10号、日程第16、議案第11号、日程第17、議案第12号、日程第18、議案第13号、日程第19、議案第14号、日程第20、議案第15号を予算審査特別委員会に付託しておりますので、森尾和正予算審査特別委員長より報告を求めます。

○7番(森尾和正) はい、議長。

○議長(疋田俊文) 森尾委員長。

○7番(森尾和正) 予算審査特別委員会の結果を報告いたします。

去る3月4日の本会議において当委員会に付託されました議案第8号から議案第15号までの8議案について、3月7日、8日に委員会を開会いたしましたので、その結果並びに主な内容を報告いたします。

議案第8号 平成31年度河合町一般会計予算について、歳出から審議を行い、歳入については一括で審議を行いました。

まず、議会費において増額している理由について質疑があり、主な要因については議会会議録の作成費用との答弁がありました。

次に、総務費では、無料法律相談で月に1回6名定員となっているが、それ以外相談者が来た場合にはどうするかとの質疑があり、中南和法律相談センターを紹介しているとの答弁がありました。

次に、ふるさと納税推進費で増やすための具体的な施策はとの質疑があり、返礼品の品目を増やしたり、体験型の文化財見学のツアー等も今後考えていきたいとの答弁がありました。

次に、水道事業会計繰入金償還金を今年度から計上することになった経緯はとの質疑があ



り、平成16年度、ペイオフの関係で水道会計の内部留保資金を町に預けて運用を行ったが、その後、財政が厳しくなってきたこともあり返済がおくれていたが、平成31年度から毎年5,000万円と利子相当額を償還するとの答弁がありました。

次に、奈良盆地周遊型ウォークルート案内サインの設置場所についての質疑があり、川合地内になる予定で、広陵町から緑道を通して広瀬神社、御幸大橋、斑鳩町につなぎ、その間に5カ所を設置する予定との答弁がありました。

次に、交通安全施設設置費について、予算の内訳と設置するまでの流れについての質疑があり、内訳は修繕費として100万円が、ガードレールやカーブミラーの破損の修理、建設事業費としての250万円、流れについては、1年を通じて自治会からカーブミラー設置等の要望書が提出され、その現場の確認をし、必要な状況であれば設置し、また白線や路面標示の引き直し等を実施しているとの答弁がありました。

次に、「たんぼの楽耕」への参加者数について質疑があり、主に交流をしながら農作物を栽培する一般体験コースでは男性が19名、女性が10名の29名で、平均年齢69歳、独立畑コースで男性15名、女性6名の21名で、平均年齢68歳、本格的な米コースでは男性3名、女性は1名の4名で、平均年齢63歳となっているとの答弁がありました。

次に、コンビニ収納の利用状況についての質疑があり、平成29年度の実績では、金融機関、役場窓口が6万1,890件の22億5,800万円が63.71%、コンビニ収納が1万5,485件の2億4,100万円が15.94%、口座振替が1万9,768件の5億6,200万円が20.35%になっているとの答弁がありました。

ほかにも自衛官募集の人数について、巡回ワゴンへの広告及び運用方法の改良について、臨時職員の人数について、外国人向けのホームページ対応について、イメージキャラクターすな丸のアピール方法について、燃料費の入札について、自転車安全利用推進費の減額について、「同窓会応援します」「河合のまち貸します」の利用件数について、映画優待券の実績について、小学校のICT教育環境整備事業の進捗状況及び成果について、暮らしのご相談センター設置事業の効果について、eLTAの会費について、路線価格算定評価替え経費について、河合町内の外国人登録数について、個人番号カード交付事業について、世界農林業センサス事務費、経済センサス調査事務費について質疑があり、それぞれ答弁がなされました。

次に、民生費では、女性問題・DV問題電話相談の実績についての質疑があり、毎日電話相談の窓口を開設し、相談件数は月に1件程度あるとの答弁がありました。

次に、障害者レクリエーション事業の内容について質疑があり、障害者の方とイチゴ狩り、ボーリング大会を実施するとの答弁がありました。

次に、認定こども園整備費についての詳細について質疑があり、計画されている予定地が6筆にわたっているため、必要な部分だけ合筆した登記手数料63万6,000円と全国保育協議会負担金に10万円を計上しているとの答弁がありました。

他にも社会福祉協議会運営費負担金について、共同浴場廃止後の建物について、三室園組合分担金について、シルバー人材センターについて、老人クラブ運営費補助の減額について、自立支援医療費給付費の増額について、移動支援の予算見込み方法について、成年後見制度について、児童福祉の委託料について、総合福祉会館運営費について、子育て支援事業と子ども・子育て支援事業との違いについて、児童館の建設時期と耐震状況について、放課後児童対策事業の利用状況について、町医報酬について、王寺周辺広域休日応急診療施設組合分担金について、産婦人科一次救急市町村負担金について、予防諸経費について、軽度発達障害相談事業について質疑があり、それぞれ答弁がなされました。

次に、衛生費では、資源選別センターの契約方法及び業務内容について質疑があり、3社による見積競争で随意契約をしており、缶、瓶、ペットボトルの再資源化できるものを選別し、混入物の除去作業をしているとの答弁がありました。

その他にも清掃工場の職員数及び時間外勤務について、伊賀市環境保全負担金について、し尿処理費の内訳についての質疑があり、それぞれ答弁がありました。

次に、農林商工費では、ため池防災対策等推進事業の内容について質疑があり、内訳としては、ため池耐震調査ハザードマップ1池、実施計画策定1池、ため池氾濫解析27カ所実施予定との答弁がありました。

その他にも住宅リフォーム助成金についての件数について、日本貿易振興機構奈良貿易情報センター負担金についての質疑があり、それぞれ答弁がありました。

次に、土木費では、調査研究委託料の内容についての質疑があり、耐震補強設計で高敷橋、橋梁定期点検では大輪田の大城橋、橋梁補修工事の設計で城古の3橋、工事請負費に伴う舗装C B R調査の予定との答弁がありました。

また、住宅維持補修費の見積内容及び減額になった経緯について質疑があり、見積もりは排水管の漏水、防犯灯修理、給湯器修理、室内の床修理、窓枠修理、ガス漏れの修理、汚水管の詰まり除去を計上、昨年度より減額予算になった理由としては、公共住宅等修繕取扱要綱に基づき実施するようになったためとの答弁がありました。

その他にも緊急道路改修費について、既存木造住宅耐震診断事業費の件数について、下水道事業特別会計繰出金について、住宅整備費について質疑があり、それぞれ答弁がありました。

次に、消防費では、災害対策備品の内容についての質疑があり、30年度は避難所で使用するエアーマット、段ボールベッドを購入したとの答弁がありました。その他にもブロック塀の撤去補助金についての質疑があり、答弁がありました。

次に、教育費では、いじめ対策の内容について質疑があり、深刻ないじめ事象があった場合、警察、児童相談所、教員等で構成するいじめ問題対策連絡協議会で話し合い、報告及び対策を考える、またその際の報酬費として5,000円掛ける10名、掛ける2回で予算計上しているとの答弁がありました。

次に、高塚橋等通学路改修の詳細についての質疑があり、現在の橋に車道と分離した2メートル幅の歩道を設置し、車は一方通行にし、交差点の整備、歩道部分の樹木伐採等の整備の予定との答弁がありました。

次に、文化財保護費の大塚山古墳群買収経費の進捗状況について質疑があり、31年度では1,595平方メートルの買収計画で、30年度は現在、大塚山古墳群のうちの大塚山古墳の約82%が買収済みで、平成35年度に終了予定との答弁がありました。

また、体育施設整備費の内訳について質疑があり、管理棟の下水道切りかえ工事、総合グラウンドのトイレを洋式に取りかえ、総合グラウンド・町民運動場の周辺草刈り工事との答弁がありました。

その他にも教育委員研修費について、就園奨励費の件数について、ことばの教室の実施場所について、小学校維持補修費の内容について、要保護・準要保護児童、特別支援教育就学奨励費について、学校図書購入費について、中学校教育振興費について、スクールカウンセラーについて、放課後子ども教室の臨時職員についての質疑がなされまして、それぞれ答弁がなされました。

次に、長期債の償還金について、長期債償還利子についての質疑がありました。

次に、歳入では、町民税の増額理由についての質疑があり、個人住民税の増額理由としては、前年の国の所得税を課税標準の参考としているため、所得税の平成31年度の見込みは給与所得等の伸びを背景とし、個人住民税は所得割を前年と比較して2.1%上昇するとの国の見解で、それと本町において人口は減少しているが、ここ3年で55名の給与所得者の納税義務者が増えたというのが主な原因との答弁がありました。

その他にも軽自動車税滞納徴収について、法人税の増額の要因についての質疑があり、それぞれ答弁がなされました。

以上、慎重審議の結果、賛成多数で可決することに決しました。

次に、議案第9号 平成31年度河合町国民健康保険特別会計予算については、歳入歳出一括で審議を行いました。

歳出については、療養諸費の減額理由について質疑があり、1人当たりの医療については年々少しずつ増額傾向にあるが、被保険者数が少なくなっているため相対的な予算減額となっているとの答弁がありました。

その他にも一般被保険者高額医療費と退職被保険者等高額医療費について、葬祭費の1人当たりの金額について、出産一時金の1人当たりの金額について、人間ドック・脳ドックの助成金について、次に歳入では、第三者行為損害賠償金についての質疑がありました。

以上、慎重審議の結果、全員賛成で可決することに決しました。

次に、議案第13号 平成31年度河合町介護保険特別会計予算については、歳入歳出一括で審議を行いました。

地域密着型介護サービス給付費の減額理由について質疑があり、事業所が撤退するためとの答弁がありました。

その他にも成年後見制度利用支援事業について、認定調査費用について、介護予防福祉用具購入費について、認知症総合支援事業の減額についての質疑があり、それぞれ答弁がなされました。

以上、慎重審議の結果、賛成多数で可決することに決しました。

次に、議案第14号 平成31年度河合町後期高齢者医療制度特別会計予算については、歳入歳出一括で審議を行いました。

慎重審議の結果、全員賛成で可決することに決しました。

次に、議案第10号 平成31年度河合町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算については、歳入歳出一括で審議を行いました。

回収管理組合への参加市町村はどこかとの質疑があり、大和郡山市、奈良市、宇陀市、三郷町、御所市、大和高田市、橿原市、天理市、曾爾村、高取町、川西町、五條市、吉野町、三宅町、王寺町、御杖村、葛城市、山添村、田原本町、河合町の20市町村との答弁がありました。

慎重審議の結果、全員賛成で可決することに決しました。

次に、議案第11号 平成31年度河合町下水道事業特別会計予算については、歳入歳出それぞれ一括で審議を行いました。

下水道管耐震化工事の進捗状況及び計画についての質疑があり、町内全域の下水道管延長は約105キロで、西大和エリアで35キロ、その中で30年度の見込みは全体で3.47%、西大和エリアで10.42%が実績で、計画としては敷設年度の古い西大和エリアから重点的に進めていく予定との答弁がありました。

その他にも老朽化対策としてどの箇所の予算を計上しているか質疑があり、それぞれ答弁がなされました。

次に、歳入では、使用料及び手数料増額見込みの理由について質疑があり、通常的に減額される部分と31年度の消費税改定にて増額が見込まれる部分を差し引きした金額との答弁がありました。

慎重審議の結果、全員賛成で可決することに決しました。

次に、議案第12号 平成31年度河合町水洗便所改造資金貸付事業特別会計予算については、歳入歳出一括で審議を行いました。

慎重審議の結果、全員賛成で可決することに決しました。

次に、議案第15号 平成31年度河合町水道事業会計予算については、収入支出それぞれ一括で審議を行いました。

自己水はいつまで使用するのかと質疑があり、県が直結給水施設を設置し、西大和配水タンクを除去した後、平成34年度に県水100%に移行したいとの答弁がなされました。

その他にも西大和配水タンクを除却した後の残地活用について、水道料金のコンビニ収納について、有収率についての質疑があり、それぞれ答弁がありました。

慎重審議の結果、全員賛成で可決することに決しました。

以上、議案第8号から議案第15までの8議案についての審議結果及び主な内容についての報告をこれで終わります。

○議長（疋田俊文） 10分間、暫時休憩します。

休憩 午後 2時13分

再開 午後 2時25分

○議長（疋田俊文） 再開します。

議案第8号について、討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） 異議なしと認めます。

議案第8号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決です。

議案第8号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方、挙手願います。

（賛成者挙手）

○議長（疋田俊文） 多数であります。

よって、議案第8号 平成31年度河合町一般会計補正予算については可決されました。

議案第9号について、討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） 異議なしと認めます。

議案第9号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決です。

議案第9号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方、挙手願います。

（賛成者挙手）

○議長（疋田俊文） 多数であります。

よって、議案第9号 平成31年度河合町国民健康保険特別会計予算については可決されました。

議案第10号について、討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） 異議なしと認めます。

議案第10号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決です。

議案第10号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方、挙手願います。

（賛成者挙手）

○議長（疋田俊文） 多数であります。

よって、議案第10号 平成31年度河合町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算については可決されました。

議案第11号について、討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） 異議なしと認めます。

議案第11号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決です。

議案第11号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方、挙手願います。

（賛成者挙手）

○議長（疋田俊文） 多数であります。

よって、議案第11号 平成31年度河合町下水道事業特別会計予算については可決されました。

議案第12号について、討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） 異議なしと認めます。

議案第12号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決です。

議案第12号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方、挙手願います。

（賛成者挙手）

○議長（疋田俊文） 多数であります。

よって、議案第12号 平成31年度河合町水洗便所改造資金貸付事業特別会計予算については可決されました。

議案第13号について、討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） 異議なしと認めます。

議案第13号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決です。

議案第13号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方、挙手願います。

(賛成者挙手)

○議長(疋田俊文) 多数であります。

よって、議案第13号 平成31年度河合町介護保険特別会計予算については可決されました。

議案第14号について、討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(疋田俊文) 異議なしと認めます。

議案第14号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決です。

議案第14号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方、挙手願います。

(賛成者挙手)

○議長(疋田俊文) 多数であります。

よって、議案第14号 平成31年度河合町後期高齢者医療制度特別会計予算については可決されました。

議案第15号について、討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(疋田俊文) 異議なしと認めます。

議案第15号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決です。

議案第15号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方、挙手願います。

(賛成者挙手)

○議長(疋田俊文) 多数であります。

よって、議案第15号 平成31年度河合町水道事業会計予算については可決されました。



○議長（疋田俊文） 日程第21、財政健全化特別委員会委員長報告について、このことについて岡田康則委員長より報告書の提出がありましたので、委員長報告をお願いします。

○6番（岡田康則） 議長。

○議長（疋田俊文） 岡田康則委員長。

○6番（岡田康則） 財政健全化特別委員会報告書。

この特別委員会の設立趣旨は、河合町の財政不安を議会議員の発議によって平成29年7月24日、臨時議会での議決をいただいでスタートをしました。

平成29年11月28日より平成30年10月24日間で全6回の委員会を開催いたしました。その中から主な質問を抜粋し、報告いたします。

まず、委員からの町の土地活用に対して質問があり、理事者から平成28年度、近鉄佐味田川駅舎のトイレ用地、河合交番、星和台UR駐車場、本庁舎屋上N T T無線基地、西和消防署南分署隣地、その他民間の方に一部お貸しして398万1,000円の収入との回答。平成29年度も継続する計画。また、他の所有地につきましてもホームページにおいて公表し、貸し付けと購入を積極的に行っていき、広瀬台保育所跡地も公募で売却していきます。平成32年度には、認定こども園開園後、再編の形になれば河合幼稚園の土地、西穴闇保育所跡地も売却を考えていますとのこと。

教育委員会からは、学校統廃合の河合第3小学校跡地の土地活用を保護者、地域住民を交え協議を行っているとのこと。中学校については、統合するのがよいのか、小中一貫校がよいのか協議を重ねていく必要があると考えているとのこと。

財政について委員からの質問には、財政課長より、本町では他の市町村に先行して時代のニーズ、また町の将来を見越した社会資本整備などについて、国・県の補助金、普通交付税が算入される有利な地方債を借り入れ、将来負担の軽減を努めていくとのこと。しかし、これまでの健全化に向けての努力と並行して、町の活性化と増収を図る・増やす努力を目指していき、これらの施策と事業を進めるとのことで財政状況の悪化の改善が図られると考えているとのことです。

まちづくり協議会の必要性についてはどの委員からの質問には、まちづくり協議会の役割は、行政が行う計画策定への提言・構造のサポートとして協働する組織と認識しており、夢ビジョン、街再生総合戦略、都市計画マスタープランのビジョンを策定し、住民の声を聞かせていただく機会を設けています。タウンミーティングもその一環であります。今後においてまちづくり協議会を設け、検討することが最善策の議題となれば検討しますとのことです。

一般競争入札と指名競争入札と随意契約状況の件数についての質問には、平成28年度の一般競争入札契約にはゼロ件、指名競争入札には41件で4億1,292万8,514円、随意契約では87件で6億4,704万4,038円、トータルで10億5,997万2,585円の状況との回答でした。財政健全化のためには指名競争入札にすべきとの質問には、地方公共団体が締結する契約は競争入札が原則で、随意契約は地方公共団体が任意に特定の相手方を選別して契約する例外的な方法です。地方自治法施行条例第167条の2第1項に9つの規則が定めています。随意契約の場合、基本2社以上からの見積もりを徴収して競争性を確保し、契約ごとの内容、性質、目的が経済性・緊急性等検証しているところとのこと。

認定こども園の設計監理委託の入札で2番目に安価であった設計会社が落札した理由はどの質問には、従来の価格のみの方式ではなく、価格以外の要素を総合評価方式で行っており、国において品質確保総合的コスト削減と価格以外の多様な要素が考慮され、競争が行われ、各自治体でも推進と指導を受けているとのこと。

家賃回収状況についての質問には、平成28年度の収納率92.3%、滞納繰越分の収納率1.19%の合計収納率21.82%、現年分の収納額1,682万5,990円、未収額は142万3,200円、繰越未収額6,156万1,285円、収入未済額は6,296万4,485円。住宅の又貸しにつきましては禁止されており、適正な住宅管理を行う上で見過ごされませんので調査を行っているとのこと。

認定こども園の建設費が12億円で開園が可能なかの質問についての内訳は、建設費11億9,500万円、工事監理委託費2,500万円、合計12億2,000万円、開園までにバス1台と備品購入で5,000万円、運営費は年間3億1,000万円必要になるとのこと。

財産状況のデータ開示の要望には、平成28年度の行政財産、普通財産、物品の状況と評価額は現在整理中のため時間をいただきたいとのこと。

医療費の抑制についての質問では、国保事業の特定健康診査の受診率向上のため広報紙等々利用促進、案内を行い、ジェネリック医薬品の利用の促進を図ることで医療費を抑制し、ジェネリック医薬品を利用した場合の差額通知案内を行っているとのこと。

水道事業の方針と今後についての質問には、財政支出の抑制、適正な料金体系をもとにビジョンを描きます。また、県水道一体化構想のプランが発表され、水道事業の環境が加速され、町としては住民の利益となる施策を議論するとのこと。

平成16年度の水道会計から一般会計への4億円の流用について3年間据え置き8年償還の約束が果たされていない理由を求めると、ペイオフ制度の関係で平成16年度に水道会計の内部留保資金4億円を町に預け運用を行った。平成17年度以降、財政健全化で削減努力をしま

したが、一般財源が厳しくなり返済がおこなわれている。4億円につきましては、平成31年度から8年返済で収支の見通しを出すとのこと。

町のごみ袋製造販売業者の流れについての質問には、ごみ袋の契約内容は2社見積もりを合わせ、随意契約で行っている。袋は中国で生産して、その年の枚数増減と為替の関係で随意契約の形をとっているとのこと。

随意契約のチェック体制についての質問については、決裁規程に基づいてその課の中で副長、町長、または金額と内容により決めています。予算との整合性については財政課の中でチェックしているとのこと。

河合町の年間予算が約60億円に対し、随意契約が年6億円ありますが、この数字は他町に比べて多いのか少ないのかとの質問は、各町の随意契約の現状調査をさせていただきましたが、各町とも把握していないとのこと。随意契約には地方自治法の規定があるので、それにのっとり対応し、競争原理を働かせるように見直していくとのこと。

第2小学校大規模改修事業の計画についての質問には、3カ年計画で総事業費5億6,200万円で国庫補助金2分の1、2億7,909万6,000円、地方債2億7,520万円とのこと。

第3小学校の跡地売り払いについての質問には、体育館は避難場所に指定されているので防災拠点等々の意見も踏まえ、地域に受け入れられる形でできるよう、いろいろな意見の中で協議を進めていきたいとのこと。

将来負担率推移の見込みについての質問には、平成29年度の防災無線デジタル化、平成30年度の庁舎耐震補強、認定こども園整備、第2小学校の大規模改修等の実施に伴い、財源とした地方債により平成30年度のピーク時には229.3%まで上昇するとの試算で、その後は平成元年以降に整備した文化会館、総合スポーツ公園等の財源として借り入れた地方債の償還が随時完了していくことから、平成34年度には174.7%まで減少する見込みであるとのこと。

平成29年度3月発行の財政健全化計画の進捗状況についての質問には、公共施設の耐震化と残す施設の財源の方向性が見えないので、まず公共施設の総合管理計画に基づき、各施設がどうあるべきか決めていくとのこと。

全6回の財政健全化特別委員会を開催して各委員から町の将来を考へての忌憚のない意見を発言していただきました。理事者側からの町財政の現実がわかってきたこと、何より住民の方々にも広く現実が周知できたことなど、議員、理事者、住民が得るものは多かったと思います。

庁舎の耐震工事で安全確保第一の考えで今期会議が6回で終わることについては残念です。しかし、来期の方々にも財政を考える方向の会議ができることを信じて、財政健全化特別委員会の委員長報告とさせていただきます。

○議長（疋田俊文） それでは、委員長報告に対して質疑を省略してよろしいでしょうか。

○4番（馬場千恵子） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 馬場さん、質疑ですか。

○4番（馬場千恵子） ちょっと意見を述べさせて……。

○議長（疋田俊文） 馬場議員。

○4番（馬場千恵子） 財政の健全化特別委員会の報告ですけれども、本来ならば最後に、全ての議員で構成された委員会ですので、全議員が認識を一致した時点でその報告があったほうがよかったかなと思うのが1つです。

それとこの報告の中で、町財政の一定というか一部の実情とかが明らかにされたとは思いますが、町民の皆さんに対してはこういった現状がどの程度知ってもらえたのか、また委員会として知ってもらうためのその手立てが足らなかったのではないかと、うふうにも思います。

また、この現状を踏まえて、健全化委員会ですので、どのように健全化というか改善できたのかということも大切なところだと思うんですけれども、そのための踏み込んだ討論ができていなかったのではないかと、というような思いもあります。

また、10月24日以降、開かれていなかったということもあるんですけれども、私も議会改革特別委員会の起案チームのほうに入っていて、その起案チームの中では2月までそういった討論もされてきたわけですけれども、財政健全化の特別委員会については開かれていないというか、討論も不十分なままに終わってしまったのかなというふうな思いもしているんですけれども、この委員会が開催されていなかったという点で委員長はどのように思われているのか、その点もお聞きしたいと思います。

○議長（疋田俊文） 岡田議員。

○6番（岡田康則） 馬場さんのご意見、ごもっともなところもたくさんあります。本当に6回しか開けなかったということに対して、各委員さんに6回では本当に不十分だったと思います。

それと6回というのは、とにかく先ほど述べましたように庁舎の耐震がありましたので、理事者の方、それから傍聴の方が入っていただいて安全に開けるという保障というか、そこ

までできませんでしたので、ちょっと中途半端といいますか、そんな形になったということ  
を報告ということで言わせていただきます。

いただきましたご意見は、また年度が変わりましてこういうふうな財政の委員会ができれば、  
また生かしていきたいと思えます。

○議長（疋田俊文） ほかにございませんか。

○8番（池原真智子） はい。

○議長（疋田俊文） 池原議員。

○8番（池原真智子） 私もこの報告について少し意見を述べさせていただきます。

来期の方々にもというくだり、一番最後に書かれていますけれども、来期の方に何を残す  
のかというのが書かれていないというふうに私は思います。それで経過は経過で今、岡田委  
員長のほうから説明はありましたけれども、その経過だけではなくて、まずこの特別委員会  
の設立趣旨ということで一番最初に書かれているんですけども、設立趣旨が何であるのか  
ということについてきちんと明らかにし、それでその目的に沿ってこの委員会でどんなこと  
が話し合われ、何が明らかにされたのかということをはきちと出さなければ、6回ですけれ  
ども、もったいないなという感じがしています。

それと安全のために6回で終わってしまったということで、それはちょっと私から言わせ  
ていただければ詭弁ではないかなと思います。それで議場が工事中のときにその隣の会議室  
で本会議をやったこともありますし、そのほかの会議も、いろいろ中央公民館もありますし、  
その点はやっぱり創意工夫を凝らしてもう少しきちんと最後の締めをしていただきたかった  
と。

それとやっぱり全員が参加しての特別委員会でしたので、この文書を皆さんに公表して、  
それについて意見交換を私はすべきだったというふうに思います。

以上です。

○議長（疋田俊文） 他にございませんか。

（発言する者なし）

○議長（疋田俊文） 質疑がありませんので、質疑を終了します。

○議長（疋田俊文） 日程第22、発委第1号 河合町議会基本条例の制定についてを議題とします。

お手元に配付のとおり議会改革特別委員会委員長より発委第1号が提出されています。

提案者の西村 潔委員長、報告及び説明を求めます。

○9番（西村 潔） 議長。

○議長（疋田俊文） 西村委員長。

○9番（西村 潔） 議会改革検討特別委員会委員長報告及び条例案の上程について説明いたします。

議会改革特別委員会からの報告をさせていただきたいと思います。当委員会が実施しました会議日程と概要一覧を作成しましたので参照をお願いしたいと思います。

平成29年7月24日の臨時会において議会改革検討特別委員会設置が可決されました。平成29年9月27日の第1回の開催から平成31年2月26日の第11回開催まで全員による委員会及び平成30年10月26日の第1回条例起案チームによる具体的な河合町議会基本条例の草案作成を進め、1年6カ月にわたり検討・議論を重ねてまいりました。平成31年2月18日の起案チームによる最終案が作成されました。そして、承認されました。平成31年2月26日の開催の第11回議会改革検討特別委員会で河合町議会基本条例の説明と質疑等を行いました。この結果、河合町議会において最高規範となる河合町議会基本条例案が作成されましたので、本日、委員会の発意としてこの条例案を上程したいと思います。

この条例案については、まず趣旨説明及び構成内容について若干述べさせていただきたいと思います。

まず、趣旨説明させていただきたいと思います。

住民に開かれた議会を目指し、住民の目線に立った議会運営を目指す。このためには議会は一体何をすればよいのか、常にこのことを念頭に置いて行動するための具体的な仕組みをどのように構築していくか。開かれた議会とは、住民に対して情報公開、さらに住民参加の活動を進めることが求められます。このためには、現在、議会制度自体の見直しや修正、または強化する必要があるのかと思います。そこで、情報公開と住民参加に加え、議会機能の強化も開かれた議会を実現するためにも重要な項目であると思います。このような視点でこの条例案を作成いたしました。

次に、河合町議会において議会の最高規範となる河合町議会基本条例案の構成について、若干説明を加えたいと思います。

前文では、河合町議会及び議員が活動するに当たり、議会の役割と責務に基づく町的意思決定機関として最高規範となる事項を定めるものと記述させていただいております。

第1章は、この条例の目的、第2章は最高規範性、第3章は議会議員の活動原則、第4章は町民と議会の関係、第5章は議会と執行機関の関係、第6章は討議の拡大、第7章は議会及び議会事務局の体制整備、第8章は議員の政治倫理、身分、待遇、第9章は見直し等でございます。それぞれ記載させていただいております。

次に、附則ですが、この条例は平成31年9月1日から施行するものと記しているところがございます。

以上、議員各位におかれましては慎重審議の上、ご賛同賜り、よろしく可決していただくようお願い申し上げます。

以上です。

○議長（疋田俊文） 討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

○13番（・井賢治） すみませんが。

○議長（疋田俊文） 西井議員。

○13番（・井賢治） 私は、議会改革特別委員会の委員として議会改革基本条例が今議会に提出されることについて反対します。

前回の議会改革特別委員会で協議をやってきましたが、基本条例の細かい部分がまだきっちりとは決まっておらず、まだまだ検討の余地があると思います。私は、小委員会の中でここまで決めていただいたのはうれしいですが、まだまだ細かく検討しなければいけない部分があると思うので、この条例を次の新しい議員さんに送り、1年ないし2年かけて検討してもらった後、議会改革基本条例を制定すべきと考えます。

しかしながら、最終の特別委員会において表決をとらず、委員長のみで現在の条例案を特別委員会からの議案として今議会に提出されることになりました。議会改革特別委員会は、正・副議長を除く議員全員が委員となって町議会改革の取り組みを進めるための議論を積み重ねてきたにもかかわらず、今回、委員長の判断で現在の条例案を今議会に提出され、審議されることについて私は反対します。

○議長（疋田俊文） 他にございませんか。

○3番（清原和人） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 清原議員。

○3番（清原和人） それでは、私も議会基本条例の現時点での条例化にはちょっと反対した

と思っています。個人としては議会基本条例には賛成です。

理由としまして、起案チームの議論では、議員定数、それから細かい点、少し言いますが、一問一答、一般質問の反問権、それから研修、議会事務局のあり方、それから議決事件の追加、それから議会の公開とかもろもろの課題がちょっと多く出されました。今の現状では、ちょっとまだ時間が足りないのかなと、そういうふうに思っています。やっといい骨格ができました。いいたたき台にたどり着いたのが現状だと考えています。

それで起案チームでは、個人としましては記録係を担当しました。最後の起案チームの会議では、条例化するのか、しないのかを特別委員会に一度提案してみよう、それからあと起案チームの方向としましては、もし条例化しなくても答申を出して、事務局預かりにして、それからドラフトとして広報で町民に報告する、長い間時間をかけてやってきた今の結果をやっぱり残す、そして新しいメンバーに引き継いで、引き継ぐ意見が出されたと思います。

だから、今の段階でのちょっと条例化では、せつかく形は整いました、ただ中身の議論がしっかりされていないと思います。こういう状況で見切り発車しますと、今後、議会の混乱がちょっと起こってしまうのではないかと、そういう危惧を持っております。今の段階では、しっかり課題を整理しまして、それからすばらしい条例に仕上げなければならないと考えております。

以上です。

○議長（疋田俊文） 他にございませんか。

中尾議員。

○12番（中尾伊佐男） 私も反対討論します。私は議会基本条例が平成31年3月定例会に提出され、審議されることについて反対討論します。

議会改革特別委員会は、町議会の活性化・透明化の推進など、改革するための目的で設置され、正副議長を除く議員11名で議論を進めてまいりました。その結果、他町条例などを参考にして議会基本条例の原案は策定されました。まだまだ検討する余地があると考えており、選挙後の新たな議会議員による一層の議論を進めることが必要です。

よって、議会基本条例、必要性は十分理解していますが、さらなる議論を要することから、現在の条例案を今議会において審議されることに反対します。

○議長（疋田俊文） 他にございませんか。

馬場議員。

○4番（馬場千恵子） 私もこの起案チームに入っていましたけれども、この条例そのものに



については本当に中身が十分審議されていない、本当に骨格の骨格という形で今回、西村議員より上程されたわけですからけれども、この委員会の中で今議会に上程するかどうかというのを委員の中でも決めかねていたというのが現実だったと思います。最後の全員の特別委員会の中で、これを上程するかどうかということを知るといって、問う会議だったかと思うんですけども、そのときに突然なんですけれども、委員長のほうから委員長の権限で上程するという事になったというふうな報告を受けて、一同びっくりしていた状態なんですけれども。前回の起案チームの会議で決めたことが生かされていない形で、委員長の権限という形で発表されたということについて、私は異議を申し立てたいというふうに思います。

こういう形で委員長の権限を出されてしまうと、今までの議論は何やってんやろうというような気持ちがずっと後々響くわけですからけれども、私もこの基本条例をつくるべきだというふうに思っていましたし、その中身的にも、いざこれで進めていけるのかという点については、まだまだ不十分な点が残っている、それは今言われたような意見もたくさんあったと思います。

本来ならばあと1年、2年と審議を進めていかなければならないということもありますけれども、今回議員の改選がなければ続けて審議される場所なんですけれども、今回議員が改選されるということで、少なくとも半数以上の議員の交代があるという中で、たたき台として条例という形で残していただいて、そこで改善すべき点、補充すべき点を審議していただくという形のほうが、これでというほうがいいのではないかとこのように私は思っているところです。

私は、何というか、委員長の権限というところ辺りで異議を一番申し立てたいというところなんですけれども、やっぱりみんなの意見を大事にさせていただいて、審議するところは審議していただいて上程してもらえたらなと思いますけれども、次の新しい議会の中で、それをたたき台に今までのやってきた議論が無駄にならないようにしていただきたいと思いますということで、形として残してもらいたいというふうに思うので、賛成討論となります。

○2番（大西孝幸） はい。

○議長（疋田俊文） 大西議員。

○2番（大西孝幸） 議会改革特別委員会ができて、いろんな議会の中で問題があった中で、この基本条例、策定に向けて議論してきました。サブチーム、起案チームの私も一員でした。そこでより河合町に合った基本条例を策定していこうやないかという思いで議論してきました。そうそう載せるような文言的にはいいかなと思うんですけども、運用面でまだ議論、

煮詰める必要があると認識しています。

基本条例自体は必要だという認識はしています。運用面のところで、予算が伴うもの、また一問一答にすれば時間的なこと、その他、詳細なところを詰めていかなければならないということで、今回この上程には反対という意見で述べさせていただきます。

○6番（岡田康則） はい。

○議長（疋田俊文） 岡田議員。

○6番（岡田康則） 私は賛成という立場で言わせていただきます。

他の委員さんからは、なかなか早過ぎるんじゃないかなというようなことだったんですけども、私も全議員形式での委員会でいろんな発言をさせていただいて、また西村委員長も、また疋田議長からも他町、他市の条例を借りていただくというか、見せていただいて、非常に私自身も勉強になったと思います。

西村議員が今さっき言われた最後、第9章、見直し等ということの一文がありますので、とりあえず、とりあえずという言い方はおかしいですね、議決をいただいて、また見直し、そして次、来期の皆さんでまたいいようにアドバンスですか、改革というか前進していければ、その基本条例がさらなるよくなるもの、最初からパーフェクトはないと思いますので、それで私は今これで賛成したいと思います。

○議長（疋田俊文） 他にございませんか。

○8番（池原真智子） はい。

○議長（疋田俊文） 池原議員。

○8番（池原真智子） 私は基本条例そのものではなく、先ほどからも意見出ていますけれども、今議会での提出については時期尚早ではないかという理由で反対したいと思います。

基本条例というのは、議会の民主的な運営をまず第一義的に求めて策定されるものだというふうに私は考えています。その意味では、丁寧な議論のもとで全員がきちんと納得できるものでなければなりません。よその実例を聞きますと、絵に描いた餅になってしまっているという嫌いがあるというふうにも聞いていますので、本当にそうではない生きた基本条例とするためにも、もう少し具体的な討論が必要ではないかなというふうに思います。

起案チームの報告も先ほどからされていましたが、起案チームの中では、骨格をつくって次の議員さんに任せていくというふうになったと私は報告で聞いていましたし、例えば議員定数の削減の問題等も論議の中で挙がっていましたが、そういう部分についてもまだまだきちんと論議しなければならない問題があるというふうに思います。

そうした立場から、今議会の条例提案には反対したいというふうに思います。

○議長（疋田俊文） 他にございませんか。

暫時休憩します。

休憩 午後 3時05分

再開 午後 3時09分

○議長（疋田俊文） 再開します。

発委第1号に賛成の方、挙手願います。

（賛成者挙手）

○議長（疋田俊文） 少数であります。

よって、発委第1号 河合町議会基本条例の制定については否決されました。

---

#### ◎発委第2号の上程、説明、討論、採決

○議長（疋田俊文） 日程第23、発委第2号 河合町マナーアップ推進基本条例の制定についてを議題とします。

お手元に配付のとおりマナーアップ基本条例及び制定のための特別委員会委員長より発委第2号が提出されています。

提案者の吉村幸訓委員長の報告を求めます。

○5番（吉村幸訓） 議長。

○議長（疋田俊文） 吉村委員長。

○5番（吉村幸訓） マナーアップ基本条例検討及び制定のための特別委員会の経過報告並びに委員会発意による条例提案を行います。

平成30年6月22日の定例会において、マナーアップ基本条例検討及び制定のための特別委員会（以下、マナーアップ特別委員会という）の設置が可決されました。マナーアップ特別委員会の趣旨ですが、地域コミュニティーにおいて、行政や警察などの公的機関に問い合わせや解決が求められる事象に対して、現行では公的機関が介入することは困難なため、つい

には社会問題となる例が見受けられます。当委員会は、そういった事象を起こったことを契機に対策を検討するのではなく、事象が起こる前に体制を整えておく必要があるという考えのもと設置いたしました。

それでは、経過報告からさせていただきます。

昨年9月20日に第1回、10月23日に第2回、12月7日に第3回マナーアップ特別委員会が開会されました。

第1回目では、基本条例と個別条例の違いについての認識をしていただき、個人の持ち物に対して行政がどこまで介入できるかという質問に対し、そういったトラブルに対して基本条例をつくっておけば、行政が速やかに対処できるから必要ではないかとの意見がなされました。

第2回目では、北九州市、平群町、そして本町の空き地に繁茂した雑草の除去に関する条例、飼い犬のふん害等防止に関する条例についての比較検討がなされ、各個別の条例に関してさまざまな意見が出されました。また、素案作成までの課題やスケジュールなどの議論もなされました。

そして、第3回目では、前回までに委員の皆様にご熟考いただいた意見をもとに委員長が骨子案とスケジュールを作成し、その内容を検討していただきました。さまざまな意見が出され、ごみ屋敷の現行の対処法や野焼きの対処の仕方についても議論がなされました。それらの対処の糸口となるのが基本条例ではないかとの意見も出されました。また、協議会のあり方についても議論がなされました。

翌平成31年1月21日には第4回目が開会されました。前回議論した骨子案に対して、事例として別表を記載するかとの論議があり、事例を記載することにより個別色が高くなり、事例に対する意見が集中しないか、事例を記載したほうが認識しやすいのではとの議論がなされました。そして、次回までにこれまでの意見を集約した素案を委員長が代表して作成しておくとなりました。

2月4日に第5回目が開会され、作成した素案に基づいて全文を読み上げた上で、最終の意見確認を行いました。文言や言い回しについての意見があり、その場で適宜修正し、草案としての提出の賛否を問い、全会一致で承認されました。

また、2月26日に臨時ということで第6回目が開会され、前回確認した素案に対して、理事者から施行日が日程的にタイトであるという理由から日程変更の申し出があったため、素案の変更点を委員会で確認していただき、全会一致で承認していただきました。

また、3月4日の議員懇談会で全議員に対して素案の説明をいたしました。素案の内容としましては、第1条の目的から基本理念、町議会・町民の責務、マナーアップ推進協議会、個別条例、委任までの9条で構成されています。施行日は平成31年8月1日としています。

つけ加えますと、本素案はソフトな提案型の政策条例であり、理事者を拘束する意図はなく、適宜変更の余地も柔軟に想定しています。また、このような提案型の政策条例は議会の権限として今後も実施すべきだと考えます。

よって、このたびマナーアップ特別委員会からマナーアップ基本条例を発意いたします。議員各位におかれましては、審議のほどよろしくお願い申し上げます。

以上です。

○議長（疋田俊文） 討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。  
（「異議なし」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） 異議なしと認めます。

発委第2号に賛成の方举手願います。

（賛成者举手）

○議長（疋田俊文） 多数であります。

よって、発委第2号 河合町マナーアップ推進基本条例の制定については、原案どおり可決されました。

---

### ◎閉会の宣告

○議長（疋田俊文） 以上、今期定例会に付議された案件は全て議了しました。

よって、平成31年第1回定例会は、ただいまをもちまして閉会したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） 閉会いたします。

閉会 午後 3時15分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 疋 田 俊 文

署 名 議 員 池 原 真 智 子

署 名 議 員 西 村 潔